

令和 7 年門真市議会第 1 回定例会



議 案 書

〔追 加〕

門 真 市

第1回定例会付議事件目次（追加）

ページ

第34	議案第32号	門真市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	1
第35	議案第33号	令和7年度門真市一般会計補正予算（第1号）	7

議案第32号

門真市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

門真市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年門真市条例第19号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和7年3月6日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

国家公務員に準じ、超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大及び仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備を行うにつき、本条例案を提出するものである。

門真市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

門真市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年門真市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第8条の3 1 略 2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 3 略 4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項から第3項までにおいて同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育すること	（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第8条の3 1 略 2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 3 略 4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項から第3項までにおいて同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育すること

改正後	改正前
ができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。	ができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</u>
5 略	5 略
(介護休暇)	(介護休暇)
第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第16条の2第1項において「配偶者等」という。</u>）で、負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。	第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者<u>で、</u>負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。
2～3 略	2～3 略

改正後	改正前
第16条 略	第16条 略
<u>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</u>	
第16条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。	
2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。	
<u>(勤務環境の整備に関する措置)</u>	
第16条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。	
(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施	
(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備	
(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の日を時間外勤務制限開始日とするこの条例による改正後の門真市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3第2項の規定による請求(3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。)を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところ

により、当該請求を行うことができる。

議案第33号

令和7年度門真市一般会計補正予算（第1号）

令和7年度門真市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ710,755千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85,969,755千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和7年3月6日 提出

門真市長 宮本 一孝

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
14	国庫支出金	22,914,813	611,655	23,526,468
	2 国庫補助金	7,636,764	611,655	8,248,419
18	繰入金	4,926,618	90,000	5,016,618
	1 基金繰入金	4,926,618	90,000	5,016,618
20	市債	15,504,300	9,100	15,513,400
	1 市債	15,504,300	9,100	15,513,400
歳 入 合 計		85,259,000	710,755	85,969,755

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	8,672,433	1,053	8,673,486
	1 総務管理費	7,283,848	9,498	7,293,346
	3 戸籍住民基本台帳費	500,292	△8,445	491,847
3	民生費	35,583,780	409,949	35,993,729
	1 社会福祉費	12,733,619	409,949	13,143,568
4	衛生費	3,748,620	67,063	3,815,683
	1 保健衛生費	1,300,808	67,063	1,367,871
6	商工費	218,134	207,747	425,881
	1 商工費	218,134	207,747	425,881
9	教育費	19,211,874	22,940	19,234,814
	5 社会教育費	6,821,612	22,940	6,844,552
12	予備費	50,000	2,003	52,003
	1 予備費	50,000	2,003	52,003
歳 出 合 計		85,259,000	710,755	85,969,755

第 2 表 債務負担行為補正
追 加

事 項	期 間	限 度 額
健（検）診及び予防接種医療機関請求書 等点検入力業務委託（2） （带状疱疹ワクチン定期接種追加分）	令和 8 年度	千円 38

第3表 地方債補正
変 更

起 債 の 目 的	補正前			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 方 法
公 共 施 設 等 整 備	千円 5,106,700	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	8. 0 %以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機構資 金について、利 率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	5年以内据置かつ30 年以内に半年賦及び年 賦元利均等又は半年賦 及び年賦元金均等の方 法で償還する。 ただし、市財政の都合 により据置期間及び償 還期間を短縮し、又は 繰上償還若しくは低利 に借換えすることがで きる。
計	5,106,700			

補正後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 方 法
千円 5,115,800	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	8. 0 %以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機構資 金について、利 率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	5 年以内据置かつ3 0 年以内に半年賦及び年 賦元利均等又は半年賦 及び年賦元金均等の方 法で償還する。 ただし、市財政の都合 により据置期間及び償 還期間を短縮し、又は 繰上償還若しくは低利 に借換えすることがで きる。
5,115,800			

1 総括
(歳入)

1 総括
(歳入)

(歳 出)

[illegible]

2 歳 入

1 4 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費国庫補助金	千円 471,374	千円 611,655	千円 1,083,029
計	7,636,764	611,655	8,248,419

1 8 款 繰入金

1 項 基金繰入金

10 財政調整基金繰入金	700,000	90,000	790,000
計	4,926,618	90,000	5,016,618

2 0 款 市債

1 項 市債

6 教育債	10,501,800	9,100	10,510,900
計	15,504,300	9,100	15,513,400

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
1 社会保障・税 番号制度シス テム整備費補 助金	△8,445	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	
23 物価高騰対応 重点支援地方 創生臨時交付 金	620,100	推奨事業メニュー分	248,600
		不足額給付分の給付金・定額減税一体支援枠	371,500

1 財政調整基金 繰入金	90,000	財政調整基金繰入金	

16 公共施設等適 正管理推進事 業債	9,100	(仮称) 市立生涯学習複合施設建設事業債	

1 4 款 国庫支出金 1 8 款 繰入金 2 0 款 市債

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 5,429,016	千円 9,498	千円 5,438,514	千円	千円	千円	千円 9,498
計	7,283,848	9,498	7,293,346	0	0	0	9,498

2 款 総務費

3 項 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	500,292	△8,445	491,847	△8,445 国庫支出金 △8,445			
計	500,292	△8,445	491,847	△8,445	0	0	0

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	7,408,710	409,949	7,818,659				409,949
-----------	-----------	---------	-----------	--	--	--	---------

節		説 明
区 分	金 額	
13 委託料	千円 9,498	千円 ○施策評価対象外事業 市役所庁舎等整備事業 9,498 委託料 9,498 各種業務委託料（資産） 9,498 非常用発電機等設置工事実施設計業務委託料 9,498

12 役務費	△8,445	○施策評価対象外事業 戸籍事務 △8,445 役務費 △8,445 通信運搬費 △8,445

2 給料	2,334	○生活保障と自立支援 定額減税補足給付金（調整給付）給付事業 409,949 給料 2,334 一般職給 2,334 一般職給 2,334 職員手当等 2,815 地域手当 327 超過勤務手当 1,500 通勤手当 124 期末手当 444
3 職員手当等	2,815	
11 需用費	50	
12 役務費	4,621	
13 委託料	60,027	
14 使用料及び賃借料	102	

2 款 総務費 3 款 民生費

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	12, 733, 619	409, 949	13, 143, 568	0	0	0	409, 949

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

1 保健衛生総務費	562, 594	583	563, 177				583
2 予防費	462, 769	33, 797	496, 566				33, 797

節		説 明
区 分	金 額	
19 負担金補助及び交付金	千円 340,000	千円 勤勉手当 420 需用費 50 消耗品費 50 役務費 4,621 通信運搬費 2,904 手数料 1,717 委託料 60,027 各種業務委託料（費用） 60,027 定額減税補足給付金（調整給付）給付業務委託料 60,027 使用料及び賃借料 102 使用料及び賃借料（物件費） 102 備品等借上料 102 負担金補助及び交付金 340,000 交付金 340,000 定額減税補足給付金 340,000

13 委託料	583	○施策評価対象外事業 庶務関連事務（健康増進課） 583 委託料 583 各種業務委託料（費用） 583 健康管理システム業務委託料 583
11 需用費	70	○生涯を通じた健康づくりと病気の予防対策 健診・各種がん検診等事業 418 委託料 418 各種業務委託料（費用） 418
12 役務費	592	
13 委託料	32,345	

3 款 民生費 4 款 衛生費

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4 環境美化保 全費	4,054	32,683	36,737				32,683
計	1,300,808	67,063	1,367,871	0	0	0	67,063

6 款 商工費

1 項 商工費

2 商工振興費	66,984	207,747	274,731				207,747
---------	--------	---------	---------	--	--	--	---------

節		説 明
区 分	金 額	
20 扶助費	千円 790	請求書等点検入力業務委託料 千円 418 予防接種事業 33,379 需用費 70 印刷製本費 70 役務費 592 通信運搬費 592 委託料 31,927 各種業務委託料（費用） 31,927 印字・封入封緘業務委託料 306 带状疱疹ワクチン接種業務委託料 31,621 扶助費 790 予防接種給付費 790
13 委託料	14,683	○地球環境保全
19 負担金補助及び交付金	18,000	地球環境保全事業 32,683 委託料 14,683 各種業務委託料（費用） 14,683 省エネエアコン買換促進業務委託料 14,683 負担金補助及び交付金 18,000 補助金 18,000 省エネエアコン買換促進補助金 18,000

13 委託料	207,747	○地域産業の強化と発展
		カドマツーリズム d e 商業振興事業 207,747 委託料 207,747 各種業務委託料（費用） 207,747

4 款 衛生費 6 款 商工費

6 款 商工費

1 項 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	218,134	207,747	425,881	0	0	0	207,747

9 款 教育費

5 項 社会教育費

1 社会教育総務費	6,366,024	10,219	6,376,243		9,100 市債 9,100		1,119
4 図書館費	279,409	12,721	292,130				12,721
計	6,821,612	22,940	6,844,552	0	9,100	0	13,840

12 款 予備費

1 項 予備費

1 予備費	50,000	2,003	52,003				2,003
計	50,000	2,003	52,003	0	0	0	2,003

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		キャッシュレスキャンペーン等業務委託料 207,747

13 委託料	10,219	○地域教育環境の充実
		(仮称) 市立生涯学習複合施設建設事業 10,219
		委託料 10,219
		各種業務委託料(費用) 10,219
		(仮称) 市立生涯学習複合施設工事監理業務委託料
		10,219
13 委託料	12,721	○地域教育環境の充実
		図書館運営事業 12,721
		委託料 12,721
		施設等運営管理業務委託料(費用) 12,721
		図書館指定管理業務委託料 12,721

6 款 商工費 9 款 教育費 1 2 款 予備費

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職 (1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(304) 831	553,180	2,846,417	2,592,247	5,991,844	1,524,254	7,516,098	
補 正 前	(304) 829	553,180	2,844,083	2,589,432	5,986,695	1,524,254	7,510,949	
比 較	(-) 2	—	2,334	2,815	5,149	—	5,149	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
	補 正 後	89,450	458,132	213,601	77,765	110,184	822,872	694,809
	補 正 前	89,450	457,805	212,101	77,641	110,184	822,428	694,389
	比 較	—	327	1,500	124	—	444	420
	区 分	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)	
	補 正 後	62,029	60,000	—	734	2,671	—	
	補 正 前	62,029	60,000	—	734	2,671	—	
	比 較	—	—	—	—	—	—	

ア 会計年度任用職員以外の職員 () 内は、短時間勤務職員 (外書き)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(3) 735	2,654,733	2,277,400	4,932,133	1,383,548	6,315,681	
補 正 前	(3) 735	2,654,733	2,275,900	4,930,633	1,383,548	6,314,181	
比 較	(-) —	—	1,500	1,500	—	1,500	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
	補 正 後	89,450	431,292	212,838	72,546	110,184	677,058	568,612
	補 正 前	89,450	431,292	211,338	72,546	110,184	677,058	568,612
	比 較	—	—	1,500	—	—	—	—
	区 分	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)	
	補 正 後	62,029	50,000	—	720	2,671	—	
	補 正 前	62,029	50,000	—	720	2,671	—	
	比 較	—	—	—	—	—	—	

イ 会計年度任用職員 () 内は、会計年度任用職員の内、1 週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職に比し短い職員 (外書き)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(301) 96	553, 180	191, 684	314, 847	1, 059, 711	140, 706	1, 200, 417	
補 正 前	(301) 94	553, 180	189, 350	313, 532	1, 056, 062	140, 706	1, 196, 768	
比 較	(-) 2	—	2, 334	1, 315	3, 649	—	3, 649	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
	補 正 後	—	26, 840	763	5, 219	—	145, 814	126, 197
	補 正 前	—	26, 513	763	5, 095	—	145, 370	125, 777
	比 較	—	327	—	124	—	444	420
	区 分	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)	
	補 正 後	—	10, 000	—	14	—	—	
	補 正 前	—	10, 000	—	14	—	—	
	比 較	—	—	—	—	—	—	

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
報 酬	—	報酬改定に伴う増減分	—		
		その他の増減分	—		
給 料	2, 334	給与改定に伴う増減分	—		
		昇給に伴う増加分	—		
		その他の増減分	2, 334		
職 員 手 当	2, 815	制度改正に伴う増減分	—		
		その他の増減分	2, 815	地域手当 超過勤務手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	—	給与改定に伴う増減分	—		
		昇給に伴う増加分	—		
		その他の増減分	—		
職員手当	1,500	制度改正に伴う増減分	—		
		その他の増減分	1,500	超過勤務手当	

イ 会計年度任用職員

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
報 酬	—	報酬改定に伴う増減分	—		
		その他の増減分	—		
給 料	2,334	給与改定に伴う増減分	—		
		その他の増減分	2,334		
職員手当	1,315	制度改正に伴う増減分	—		
		その他の増減分	1,315	地域手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの		当該年度以降の		左 の 財 源 内 訳			
		支 出 見 込 額		支 出 予 定 額		特 定 財 源			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
健（検）診及び予防接種医療機関請求 書等点検入力業務委託（2） （带状疱疹ワクチン定期接種追加分）	千円 38	-	千円 -	令和8年度	千円 38	千円 -	千円 -	千円 -	千円 38

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末
及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前々年度末 現在高	前年度末現在高 見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中起債 見込額	当該年度中元金 償還見込額	
	千円	千円	千円	千円	千円
1. 普通債	31,827,794	39,286,153	14,923,400	2,983,504	51,226,049
(1) 総務債	5,506,741	4,958,264	789,700	734,091	5,013,873
(2) 民生債	1,655,275	1,852,592	751,100	129,846	2,473,846
(3) 衛生債	2,518,707	3,930,575	51,400	386,331	3,595,644
(4) 商工債	8,600	8,600	—	—	8,600
(5) 土木債	2,937,370	4,037,245	1,773,400	537,574	5,273,071
(6) 公営住宅債	12,631,139	14,102,140	1,004,600	681,919	14,424,821
(7) 消防債	62,957	89,204	42,300	10,011	121,493
(8) 教育債	6,507,005	10,307,533	10,510,900	503,732	20,314,701
2. 災害復旧	6,713	5,601	—	1,112	4,489
(1) 衛生債	5,738	4,788	—	950	3,838
(2) 土木債	975	813	—	162	651
3. その他	20,246,587	18,482,559	590,000	1,940,747	17,131,812
(1) 減税補てん債	48,225	20,508	—	15,769	4,739
(2) 臨時財政対策債	20,044,462	18,317,161	—	1,915,963	16,401,198
(3) 減収補てん債	153,900	144,890	590,000	9,015	725,875
合 計	52,081,094	57,774,313	15,513,400	4,925,363	68,362,350

